平成２９年（フ）第９６号
長野県上田市国分１丁目３番72号　シティハイム山崎Ａ202号
債務者　村田　富男
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１０６号
長野県上田市真田町長3931番地３
債務者　伊藤　力雄
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第４号
長野県千曲市大字八幡1500番地２　ハイツりんご畑202号室
債務者　石井　清一（旧姓瀬在）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第７２９号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町２丁目６番40号
債務者　田中　正子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７４０号
兵庫県尼崎市元浜町１丁目26番地の32
債務者　濵野　達也
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４２号
兵庫県西宮市仁川町２丁目１番21―822号
債務者　椛谷　隆一（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第５０号
兵庫県西宮市山口町上山口1427番地１　サニーハイツジュンＡ－203号
債務者　宇家　　愛（旧姓宮武）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第９６号
兵庫県尼崎市西立花町４丁目５番41号　西立花荘312、前住所東京都港区三田３丁目４番５号　慶応マンション101Ｂ
債務者　石井　正弘
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第５１号
兵庫県姫路市香寺町溝口594番地１　ボンリビエール松山Ｂ202、従前の住所兵庫県姫路市香寺町田野57番地２
債務者　西谷　和之
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第５８号
兵庫県姫路市網干区坂上349番地19、従前の住所三重県伊賀市千戸1174番地の55
債務者　栢本　佑樹（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第８２号
広島市安佐南区緑井２丁目３番23―304号　第２日吉ビル
債務者　武田　公子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８４号
広島市南区宇品御幸２丁目14番22―202号
債務者　川崎　望美
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３９号
山口県下関市東大和町１丁目５番８―8002号　ＫＳＫビル
債務者　遠矢　義一
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第２号
徳島県阿波市市場町市場字上野段516番地２
債務者　岡村　みか
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１号
徳島県阿波市阿波町東条300番地１　東条団地　115号
債務者　寺島　真弓
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４号
徳島県徳島市南二軒屋町神成835番地の16　コーポ井上302号室
債務者　矢部　勝弘
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８号
愛媛県松山市東山町12番22号
債務者　亀井みどり
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
松山地方裁判所民事部